

入札監理小委員会 第747回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第 7 4 7 回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和 7 年 9 月 24 日（水）15：08～16：19

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○労災補償業務に関する各種債権の納入督促及び債権回収等業務（厚生労働省）

3. 閉会

<出席者>

中川主査、石田副主査、大見副主査、岡本副主査、奥副主査、辻副主査、
稲生専門委員、尾花専門委員、和田専門委員

（労災補償業務に関する各種債権の納入督促及び債権回収等業務）

厚生労働省 労働基準局 補償課

黒部課長

中村通勤災害係長

嶋村中央職業病認定調査官

菅原通勤災害係員

（事務局）

吉田事務局長、谷口参事官、杉田企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第747回入札監理小委員会を開催します。

初めに、労災補償業務に関する各種債権の納入督促及び債権回収等業務の実施要項(案)について、厚生労働省労働基準局補償課、黒部課長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○黒部課長 黒部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが説明させていただきます。まず、資料1-2の実施要項(案)と仕様書につきまして、項目に沿ってポイントを絞って御説明させていただきます。

まず、通しページの4ページでございます。事業の概要でございますが、これは厚生労働省が所管している労災保険制度です。労働者の業務上の事由であるとか通勤による労働者の傷病等に対して必要な保険給付を行う制度でございます。それは、労働者を雇用する事業主の負担する保険料によって賄われているわけでございます。交通事故など、労災保険給付の原因である事故が第三者、いわゆる例えば交通事故の相手方である加害者の行為によって生じた場合は、第三者行為災害として、政府は被災労働者の有する加害者に対する損害賠償請求権を代位取得いたします。そして、加害者や加害者の保有する保険会社等に求償する、そういう仕組みでございます。

求償の業務は基本的に47都道府県に設けられている出先機関の労働局の職員によって行われているわけでございますが、債権回収に向けた債務者への督促業務であるとか、あるいは担当弁護士等との折衝が大きな負担になっているところでございます。

そこで本事業においては、その債権の回収につきまして、専門的な知識や経験を有する弁護士または弁護士法人に委託して、相手方への督促業務であるとか担当弁護士等との折衝の業務を行ってもらい、そういうことによって収納未済債権の効率的な回収であるとか労働局の負担軽減を図ることとしているところでございます。

次に5ページを開いていただきたいと思います。資料A-3、これは非公開資料でございますけれども、事業概要のポンチ絵を御用意しておりますので、少しそちらのほうがりやすい方はお開きください。

本事業は、労働局が相手方に求償しても支払っていただけないものについて、納入督促であるとか債権回収を行っていただくものになります。これがポンチ絵の真ん中の上、都道府県労働局の下にございます(1)、債務者リスト等を提供します。弁護士とか弁護士法人に提供して、それからその法人等が、ポンチ絵の真ん中、納入督促や債権回収を実施するというものでございます。

それからもう一つ、真ん中の債権回収等業務の中に、2として、第三者行為災害事務に係る法務相談業務というものがございます。ですから、事業としましては、納入督促業務と債権回収業務、それから法務相談業務、3つが委託業務でございます。

続きまして、5ページに戻りまして、サービスの質の設定でございます。事業の目標値でございますが、2つ設定してございます。1つは納入督促業務でございますが、まず債権の納付を行ってもらえない加害者と何らかの方法で接触することから始まるということで、加害者等との接触率を過去3か年の実績に基づいて設定してございます。現在35%を目標にしてございますが、次期事業では5%目標を上げて40%としてございます。

次に債権回収業務のほうでございますが、現在の事業の目標と同じ10%としてございます。10%という目標値でございますが、過去の実績に基づいて設定しておりまして、同じように直近の実績、令和5年、6年度で設定すると目標値がそれよりも低くなってしまうので、目標値を引き下げることは事業の質を担保する観点から適当ではないと考え、従前の目標のとおり10%に設定してございます。

次に6ページでございます。実施期間に関する事項でございますが、事業実施期間は、令和8年度、9年度、10年度の3か年としております。事業の内容は専門的でございます。そして、これを一定程度継続的に行ってもらうことによって、委託先にノウハウが蓄積されて、業務の効率化だけではなくて、年度を追うごとに効果が上がることも期待することから、そのように複数年度で実施することといたしました。

続きまして、その下の入札参加資格に関する事項でございます。(1)から(15)までございますが、本事業独自の要件として、(1)でございますが、弁護士または弁護士法人であることを考えてございます。そして、(11)でございます。情報セキュリティを確保するための体制整備に資するため、情報セキュリティマネジメントシステムまたは日本工業規格の認証またはプライバシーマークのいずれかを取得していることとなっておりますが、(11)は、過去に厚生労働省で実施した個人情報取扱い委託業務において不適切な取扱いがあったということで、厚生労働省全体として、会計経理の適正化、過去の再発防止措置として統一的に定められたところでございますので、これを入れさせていただきます。

次に8ページ、入札の実施手続及びスケジュールでございます。1者応札の改善に向けた取組として、これまで公示期間を長くしたほか、事業者の入札参加に向けた準備期間を十分に取っていること、また、落札後においても十分な準備期間を設ける観点から、落札

者の決定から事業開始まで2か月程度を確保するなどの取組を行ってまいりましたが、依然として1者応札が続いている状況でございます。

資料には記載してございませんが、次期調達に向けては、今年度新たに入札参加資格のある事業者に対して、個別に直接本事業の内容について説明を行った次第でございます。個別に事業の説明を行うことで、その場での質疑応答や御意見もありました。事業の内容の理解も深まって、事業者の入札参加意欲を高めることができたと考えております。さらには、技術提案書の検討などの入札参加に向けた準備期間の短縮であるとか、人材確保を含めた落札後の事業実施体制の想定がしやすくなるものと考えられ、競争性の確保が期待できるものと考えております。

その下、入札の単位でございます。本事業は、これまで全国を東西の2ブロックに分けて実施してございました。次期調達では全国を1つの単位とすることに変更いたしております。これにより、スケールメリットをより生かすことができ、事業者が1つになることで効率的な業務運営が可能となるものと考えてございます。これについては、入札参加資格のある事業者へ事業の説明をした際に、ブロックを細分化するよりも全国1つの単位のほうが、効率がよくて入札しやすいという意見が多数だったことから変更したものでございます。

実施要項に関する説明は以上でございます。

続きまして、仕様書に沿って御説明させていただきたいと思っております。19ページからでございます。

21ページでございます。中ほどの委託事業実施単位ですが、先ほど御説明しました3つの業務、納入督促と債権回収と、それから法務相談業務について、労働局ごとに各業務における委託できる上限件数を設けてございます。後ろのほうを開いていただいて、36ページにその内訳が表で書いてございます。やはり東京とか大阪が多くなっておりますが、規模によってそれぞれ変えています。

それから、仮にこれを超える数を依頼する労働局があったとしても、受託者は業務ごとのトータルの上限件数の範囲内であれば対応するようにしています。

それから、納入督促と債権回収の上限数については、過剰な上限を設けると、それに伴って受託者側のほうでより過度な業務量を計上することになってしまって、入札参加意欲を阻害する可能性があるために、過去の実績を踏まえ2割削減してございます。これにより委託費の総額についても減少する見込みでございます。

続いて、3種類の業務について説明いたします。まずは納入督促の内容について説明いたします。22ページからでございますが、この納入督促の業務につきましては、督促状を作成して発送するということと電話督促をするということ、住民票の写し等を取ってくるということ、それから行方不明者債権者の現地調査を基本としますけれども、さらに受託者からの提案による独自業務を行うことができるものとしてございます。

次の25ページではどこまでその業務をするのかということでございます。水準でございますが、本業務はまず債務者と接触することを目的としてございます。債務者と接触できるまで、または債務者から債務承認書が提出されるまでを業務としてございます。

次に、26ページからを御覧いただきたいと思います。債権回収でございます。これにつきましては、都道府県労働局から業務の依頼については、債務者の名前、住所、連絡先、債権額等を記載した表を電子メールで各労働局から受託者に送ることによって行うという形でございます。資料を受託した受託者は、必要な追加調査を行った上で、内容証明の送付であるとか、債務者との折衝を行って、債務承認書を受領の上、労働局に送付するというようなことでございます。

28ページに、業務内容として要求する水準がございしますが、債務者から債務承認書を受領した上で、債権の全部または一部が納付されるまでを業務としてございます。

続いて29ページ、法務相談業務でございます。この業務は、労働局の職員が求償債権に係る債務者との調整などを行う場合に、例えば過失割合をどうしたらいいかみたいな、民事損害賠償実務に係る疑義が生じる場合でございます。それらの疑義について法的見解を回答していただく業務ということでございます。受託者の業務方法としては、照会内容等を記載した所定用紙と電子メールで送付するということで行うわけでございますが、受託者では、送付された所定用紙に記載して、原則として1か月以内に電子メール等により回答といった形でございます。法務相談業務に要する時間でございますが、時間をあまりかけ過ぎることのないように、1件当たりの記載にかかる時間数については10時間を上限としてございます。受託者はこの上限時間内で必要な検討を行って結論を導き出すという形でございますが、上限時間の経過時点で結論が確定しないということがございますが、その場合は回答の方向性や懸念されるポイント、判例、参考文献等を簡潔に示した上で、労働局に意見を送付するという形でございます。

私どもからの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 御説明どうもありがとうございました。幾つかお伺いさせていただきます。

まず、簡単なものからお伺いしたいのですけれども、資料１－２の７／８９の（１０）で、「過去に本事業と同等規模以上の類似業務」とございます。先ほど御説明いただいたとおり、今回、全国を１つとして募集なさるということで、かなり大規模です。ここで想定されている同等規模以上というのは、まさに日本全国という地理的なもので同等と考えていらっしゃるのか、それとも件数とか金額とかでよろしいのか、この辺りはいかがでございますでしょうか。

○中村通勤災害係長 補償課通勤災害係、中村がお答えいたします。

同等規模以上の考え方としては、委員の御指摘のとおり、件数や金額によって判断をいたします。

○辻副主査 分かりました。では、今まで全国でやったことはないのだけれども、同じような金額と規模であれば、この要件は満たすという理解でよろしいでしょうか。

○中村通勤災害係長 内容を確認して、要件を満たすようであれば同等規模のものとして判断いたします。

○辻副主査 分かりました。そうでしたら、できればここに今のような内容をもうちょっと加筆なさることを御検討いただければと思います。

もう一つ、この（１１）でございますけれども、情報セキュリティマネジメントシステムとかプライバシーマークが必要であると書かれてございます。先ほど厚労省様のほうから、過去の事故のためにこのような要件を入れざるを得ないというふうに御説明を賜ったところでございますけれども、過去の事故というのは、今回と同じように弁護士法人が受託した事件だったのでしょうか。なぜこんなことを伺うかと申しますと、弁護士であれば通常、厳格な守秘義務が課せられていて、かつ過失があつて何か情報漏えいとかがあつた場合に、懲戒制度とかございますので、恐らく情報のセキュリティに関してはかなり高い部類にあるのではないのかなと考えたところでございましてお伺いする次第でございます。いかがでしょうか。

○中村通勤災害係長 過去の事例として、弁護士法人ではないのです。プライバシーマークを設けた理由としては、情報セキュリティが確かに確保されているということを何かしらの外部の審査機関等の認証を得て入札参加資格を求めて、情報セキュリティを確保する

ための体制を担保するものと考えて導入している次第でございます。

○辻副主査 分かりました。今後、今回は難しいかもしれませんが、プライバシーマークとかの条件が、恐らく各弁護士からすると敷居が高いものと思われるので、御検討いただければと思います。これはお願いでございます。

それから次が5／89でございます。こちらを拝見すると、納入督促業務の接触率の目標値が40％という値でございます、これが高いか低いかに関してはいろいろ議論の余地があるところだと思うのですが、私の知識、経験からすると、紙を送るだけでは、単純に納付を忘れていた善意の債務者ではなくて、あえて支払いを避けようとするタイプの債務者さんからすると、恐らく接触してこないのではないのかなと考えております。紙を送って接触するためには、まずこの紙自体に、法的措置を取るかもしれませんという要素とか、さらには、現実に厚労省様におかれて訴訟提起を実際にたくさんさって、そのことが世間においても知られていると。なので、こういう督促状が来た場合には、接触しないと法的措置を取られてしまうと世間で認識されているパターン、そういう場合でないと接触してこないような気がいたします。

1つお伺いしたいのが、紙を送るだけに見える督促業務におきまして、債務者のサイドにおいて、これは接触しないと危ないなと思っていただくようなそういう工夫というのは何かなさっているのでしょうか。

○中村通勤災害係長 技術提案書の入札時に提案をしていただくことで、厚生労働省が定めている様式以外の様式を使用することも可能です。内容を拝見し事案に応じて、回収率や接触率の向上のために、相手方に訴訟の可能性があるという旨の記載をすることはできます。

○黒部課長 それとあわせて、督促状も送るだけではなくて、電話で督促するほか、その人の在りかをしっかり把握しなければいけないので、住民票の写しを取得することや、あるいは行方不明債務者の現地調査なども行うということになってございます。決して督促状だけを送るという形で終わるということでは想定してございません。

以上でございます。

○辻副主査 分かりました。電話やそれから所在調査をなさっているということを拝見しているところですが、電話も所在調査も、初めから払う気がない方に対してはかなり微力な働きかけだと思われるので、その辺り御留意いただければと思います。

今、御説明では、督促状の表現ぶりに関しては、自由というか受託者の工夫にお任せす

るというふうにお伺いした記憶があるのですけれども、いただいた資料のどこかに、様式集があつてそこにたしか督促状のひな形のようなものがあつた記憶がございます。今お伺いしたいのは、実際の今の受託者様におかれまして、この様式を実際に工夫して内容を変えていらっしゃるのでしょうか、それともこの様式の中身それだけで送っていらっしゃるのでしょうか。いかがでしょうか。

○中村通勤災害係長 受託者によって内容を変更しているかと思われます。

○辻副主査 分かりました。1点お伺いしたいのは、先ほども簡単に触れましたけれども、この種の委託をなさっている債権について、厚労省さんは別途、訴訟提起は実際になさっているのでしょうか。今回の委託では多分なさっていないと伺っていますけれども、それ以外のところで訴訟提起はなさっているのでしょうか。

○中村通勤災害係長 御指摘については、この事業ではなくて、各労働局において訴訟しているかということによろしいですか。

○辻副主査 そうです。

○中村通勤災害係長 事案によって、各労働局において訴訟を行っております。

○辻副主査 現実の成績というか、毎年何件ぐらい全国で訴訟提起なさっているか、そういうデータをお持ちでしょうか。

○中村通勤災害係長 今お手元にデータはないのですが、把握しているだけで1件か2件以上はあります。

○辻副主査 1件か2件ですか。

○中村通勤災害係長 はい、昨年度。毎年の数値は取っていないのですけれども、把握しているだけです。

○辻副主査 分かりました。これは今後の御提案ですけれども、債務者さん目線で、督促状を放置していると法的措置を取られてしまうというふうに思っていたくために、もうちょっと実際に訴訟提起をなさる方向で御検討なさることをお勧めしたいと思いました。

それから、ちょっと長くなって申し訳ございませんが、資料1－2の後ろのほうで87／89、委託費の内訳という表でございます。幾つか、これは質問というよりはお願いベースでございまして、まず、上のほうから、事業費を拝見していくと（1）納入督促業務でございまして。こちらは先ほど来、弁護士以外が実施なさるということを前提となさっていると伺っています。拝見すると恐らく紙の印刷と発送の代行と思われます。それから、未納通知の電話も、拝見すると通話料が24万円程度でございまして、それほど

電話してないのかなと思いました。この部分については、恐らく日本中で実施されていると思われる同じようなコールセンター業務的な部分で競争性が発揮されると思いますので、今後、（１）の督促状納付の部分に関して、それから未納通知部分に関しては、切り取って、より競争性があるところに委託するという事も御検討いただければと思いました。それが１点目です。

それから２点目、所在地確認というところに３，２００万円かけているようでございますけれども、これも恐らく現状、日本中で所在調査を受託するサービスがあるということ承っています。ですので、現状どおりの委託方法が合理的なのか、それとも各労働局さんが、もしくは別の方法もあるかもしれませんけれども、現状存在していると思われる所在地調査を地元で実施なさる業者へ個別に委託する方法も、ひょっとしたら合理的かもしれませんので、御検討いただければと思いました。

それからちょっとお伺いしたいのが、（２）の債権回収業務でございます。こちらを拝見すると、弁護士等活動経費が令和５年度の合計で約９，９００万円かかっています。たしかどこかのデータで、東日本と西日本の債権回収の受託債権の件数が合計で８７６件と承っています。そうすると、割り算すると大体１件当たり１１万３，０００円ぐらいになるのですけれども、この金額でどのようなサービスを受けているのかという部分に関心がございます。（２）債権回収業務のリストを見ていくと、例えば通話料（債務者等との通話）が３万３，０００円、それから（３）法務相談業務のほうでは、弁護士会照会と書かれているのですけれども、（２）の債権回収業務では弁護士会照会の項目すらないので、恐らくやってないのかなと思いました。ちょっとお伺いしたいのが、この通話料が３万３，０００円程度なのですが、弁護士等活動経費の９，９００万円でどのような具体的なサービスが提供されているのか教えていただけますでしょうか。

○中村通勤災害係長

弁護士等活動経費については、債権回収業務に用いる人件費として計上しておりまして、具体的には、内容証明郵便を作成して各債務者に送付する時間や、送付した後、各債務者と交渉を行っている時間となります。

以上です。

○辻副主査 ありがとうございます。ちなみに言うと、先ほどの納付督促でお送りなさる書面は恐らく定型的なものと思われます。他方で、今回のこの弁護士に委託して送る内容証明郵便については、恐らく個別具体的な調査をした上で、債務者に一番影響を与えるこ

とができるような内容証明郵便を作っているのかなとも想像したのですが、具体的にどう
いうクオリティの分量の内容証明郵便が送付されているかというデータというか、新規参
入業者さんに対してこのぐらいのレベルを求めているのですよというものは、どこか実施
要項を見れば分かるでしょうか。

○中村通勤災害係長 事案の内容や債権の種類によってもその量が異なってきますので、
一律に内容証明の例を示すことは困難かと思います。ただ、そこに関してはやはり弁護士
が知識や経験をお持ちなので、その部分について受託者において作成をしていただくこと
が効率的な回収につながるのかなと思っております。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。ただ、申し上げにくいのですが、実
際の回収成績を見ると、たしか東日本が1%ぐらい、そして西日本が10%ぐらいだった
でしょうか。ですので、ちょっとこの辺りも、ひょっとすると新規参入業者さんたちが求
められているレベルが極めて高いと誤解なさっているかもしれないとも思いましたので、
この辺り、今後の情報開示をしていただければと思いました。

すみません、ちょっと長くなってしまっ。一旦、私から以上でございます。ありが
うございました。

○中村通勤災害係長 ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御質問、御意見のある委員はいらっしゃいますでしょうか。

岡本委員、お願いいたします。

○岡本副主査 御説明ありがとうございます。非公表の資料A-2ベースで御質問を3点
させていただきます。

まず、7/91ページ、先ほども辻先生のほうから御質問がありました入札資格の10
番目に関するところですが、先ほど御説明の中で入札資格の可能性のある者に対し
て事前ヒアリングをされたということを言われましたので、恐らくこの10番目の項目が
ネックになって手を挙げにくくなっているということはないという理解でよろしいですか。

○中村通勤災害係長 御質問ありがとうございます。中村がお答えいたします。

おっしゃるとおりです。その点についても、各参加資格を有している事業者に対してヒ
アリングを行った上で説明をしております。

○岡本副主査 そうすると、この項目があってもそれほどネックにはならないという前提
で業務を進められるということですね。

それで、先ほどの件数とか金額で同等規模の判断をされるということだったのですけれ

ども、例えば、この類似業務の実績というのはどういうことを想定されていらっしゃるのですか。今回の納入督促業務、債権回収業務の実績というふうに考えればいいということですか。

○中村通勤災害係長 おっしゃるとおりです。

○岡本副主査 類似というのは、それよりも若干広く、厚労省さんのほうで考えておられるような例というのはあるのですか。

○中村通勤災害係長 名称や債権の種類が必ずしも一致していなかったとしても、債務回収や納入督促と類似の業務を行っていれば入札参加資格として認められる可能性があります。

○岡本副主査 なるほど。債権回収と納入督促はやってくださいというのが前提だということですね。

○中村通勤災害係長 はい、おっしゃるとおりです。

○岡本副主査 そのときに、入札参加グループを構成して手を挙げてくる場合に、過去の入札参加グループに入ってくる他の例えば弁護士が異なっているとしてもそれは実績があるというふうに判断されるということですか、代表者が同じであれば。

今回手を挙げていらっしゃる代表弁護士法人が、過去において別の構成グループと類似業務をやっている、これはカウントされるという理解でしょうか。多分そうだと思うのですけれども。

○中村通勤災害係長 そうですね。

○岡本副主査 グループを構成するとマネジメントの業務自体が細かくなっているいろいろな問題が発生するように思うのです。そのときに過去の構成グループと違う入札グループを構成すると、その辺がネックになる可能性があるのではないかという懸念を持ったものからこのような質問させてもらっています。

○中村通勤災害係長 おっしゃるとおりです。グループの代表が弁護士法人又は弁護士かつプライバシーマークを有しており、その入札参加資格グループの他のグループ会社が納入督促等を行っていたとしても、入札参加資格グループとして認められます。

○岡本副主査 なるほど。分かりました。ありがとうございます。

では、次に別の件です。13／91ページをお開けいただきたいのですけれども、業務の引継ぎのところ。下のほうで、本事業を行っている者からの引継ぎと、次のページに、本業務終了の際の引継ぎ、2つに分けて書いていらっしゃいます。問題にしたいのが

経費なのですけれども、経費の負担についての書きぶりが違うのです。これはなにか理由があるのですか。具体的に申しますと13ページのほうは、「その際の事務引継ぎに通常必要となる経費は、受託者が負担することとする。」と書いてあります。終わりのほうを見ると、「その際の事務引継ぎに必要となる経費は、受託者に発生した費用は、受託者が負担することとし、それ以外の費用は本事業を引き継ぐ者の負担となる。」というふうに書きぶりが違うけど、負担の考え方が違うのですが、これは何か理由があるのですか。

○中村通勤災害係長 御説明します。これを書き分けているのが、現受託者との契約においては、引継ぎ者、次の受託者が今回の引継ぎ費用を負担するという契約になっておりまして、次期において、双方負担としてしまうと、今の契約との不一致で齟齬が生じてしまうので、今回の書きぶりに関しては、開始については受託者負担というふうにさせていただいております。

○岡本副主査 理由があるということですね。分かりました。

では最後ですけれども、これは単なる書き間違いだと思うのですけれども、24/91ページの下のほうです。イの留意事項の（ア）電話対応の留意点で、上から3行目「トラブル等が生じないよう」云々と書いてあって、次の行に「トラブルが生じた場合」と、「等」が外れていますよね。これは両方とも「トラブル等」ではないのかなと思いました。ちなみに40ページの実施要項（案）の後ろのほう見ると、両方とも「トラブル等」になっていますので、「トラブル等」にそろえられたほうがよろしいのではないかなと思います。

○黒部課長 申し訳ございません。

○岡本副主査 ありがとうございました。

○中川主査 ほかに御質問、御意見のある委員はいらっしゃいますか。石田委員、お願いします。

○石田副主査 A-2の5/91のサービスの質の設定について教えてください。債権回収業務、今回も債権回収率は件数、金額、10%ということで、その際の御説明では、過去の実績率だと下がってしまうので目標は過去の実績率をそのまま維持したという御説明だったと思うのですが、現在の実績率は何%なのか教えてください。

○中村通勤災害係長 令和6年度の実績について申し上げます。回収額について、東ブロックが約2,513万円で3.6%程度、西ブロックについては約1億1,000万円で約1.3%になります。平均すると9%となりまして、実績からするとちょっと下げることはなるのですけれども、先ほど黒部から御説明があったように、事業の質を担保するため

に引き下げることとは適切ではないと考えて、従前どおり 10%と設定いたしました。

以上となります。

○石田副主査 ありがとうございます。令和6年度の実績だと、東日本ブロックは2,500万円ぐらいで回収率は3.6%、西ブロックは1億で13%という理解でいいですね。

○中村通勤災害係長 おっしゃるとおりです。

○石田副主査 そうすると東は、この事業は年間1億円ぐらいですね。

○中村通勤災害係長 おっしゃるとおりです。

○石田副主査 1億円かけて2,500万円ぐらいしか回収できていない。サービスの質の設定の10%を切っている。このときには、何かディスインセンティブというか、サービスの質を担保できないとどういったことが起こるのでしょうか。業者に対して、「残念だった」というだけで終わるのか、何かあるのですか。

○中村通勤災害係長 業者に対しては報告を求めておりまして、このパーセンテージが低い理由について報告をさせて、内容を確認し、改善が認められる部分については、厚生労働省としても改善を指導しているところであります。

ただ、目標値をすぐに達成できなかったとしても、契約解除などについては現状のところ考えてはおりません。

以上となります。

○石田副主査 ありがとうございました。今回、資料A-7でインセンティブ・ディスインセンティブ制度について御検討いただいています。御検討いただきありがとうございます。ただ、今のお話ですと、目標額を下回っても、報告を要求したうえで改善要求をするけれども、だからといって何かが起こるわけではないわけですね。そうすると、やはり業者にとってはモチベーションが上がらないですし、今回のこのインセンティブ・ディスインセンティブの事業者へのヒアリングを見ると、否定的な意見が多い。つまり、業者としては今のままのほうがいいですね。結局回収率が上がっていない者については、ディスインセンティブ制度を導入されても困ると。インセンティブになったらいいけれどもというようなものがあって、このヒアリングの事業者の結果を見て、インセンティブ制度、ディスインセンティブ制度は、事業者はネガティブだからやらないというのは、やはり税金を使ってやっている業務で1億円かけて2,500万円ぐらいしか回収できないのであれば、事業はしないほうが良いと国民は思いませんか。国民としては、税金の無駄遣いじゃないかという考えにもなってしまうがちなので、ここは、業者がそう言ったか

らでなくて、初年度はディスインセンティブの比率をすごく少なくしてインセンティブの比率を上げるぐらい、より魅力的になるような工夫をした上で、ぜひインセンティブ・ディスインセンティブ制度は、私は導入していただきたいなと思いました。

例えば、日本年金機構さんの国民年金保険料収納事業では、インセンティブ・ディスインセンティブ制度を導入してかなり効果が上がっていらっしゃると聞いています。事業者にはヒアリングしたら否定的だったからという理由だけでは、現状、事業費を大幅に下回る債権回収額であるのであれば、御検討いただきたいと思いました。御検討ください。

以上です。

○中村通勤災害係長 その点についてちょっと御説明させていただければと思うのですが、よろしいでしょうか。今、単年度で約2億円かかっているのですが、これについて、納入督促業務と債権回収業務、どちらも本事業として行っておりまして、債権回収額だけでいますと、令和6年度、令和5年度分も含めると約2億円回収できておりまして、一定程度の効果は生じているのかなと思います。また、納入督促業務において、債務者と接触をした場合に関し、債務者が納付する額も、データとしては取っていないのですけれども、その金額も計上すると、この事業はかけている分だけの効果は一定程度あるかなと思っております。

また、インセンティブ制度についての検討は行ったのですが、やはり今回の実施要項、あくまでも1者応札を改善するためや、事業の実施内容について説明をする場において入札参加資格者のある法人にヒアリングをしたところ、インセンティブ制度やディスインセンティブ制度については、委員の御指摘のとおり前向きな内容ではなかったもので、それを入れてしまうと最悪の場合、不落になる可能性もあるのかなと思ひまして、今回については導入を考えていませんが、今後の課題としてその導入を行えるように検討を継続的にしていきたいと思ひます。

以上となります。

○石田副主査 ありがとうございました。今の御説明だと債権回収業務は2年間だと10%上回るのですか。納入と督促業務をあわせればというお話でしたので、これは事業としては一つでやっているわけですね。同じ者に。であれば、これだけの費用をかけて督促業務、債権回収業務を実施した結果、トータルで幾ら債権を回収できたのかというデータを今お持ちではないということでしたので、今後はそこも見せていただけると、そうするとこれだけのコストをかけて、これだけトータルで回収額が上がっているというのであ

れば国民は納得できると思います。インセンティブ、ディスインセンティブはモチベーション、動機づけとしてはいいかなとも思うのですが、もう十分な効果が上がっているのであれば、事業者が嫌だというのであれば致し方ないかなという気もします。まずは実データをぜひ取っていただけたらと思います。

○黒部課長 おっしゃるとおり、その辺りは今後データを取って、これは実際に上がっているということについてしっかり検証していきたいと思います。よろしくお願いします。

○石田副主査 よろしくをお願いします。

○中川主査 辻委員、お願いします。

○辻副主査 辻でございます。先ほど委託費のお話があったので念のため確認したいのですが、資料A-4-1、東日本ブロックを拝見すると、こちらの契約金額、「※2」という部分の列を見ていって、第1期、令和5年～令和8年を見ていくと、3億4,000万円と書いてございます。「※2」の部分を見ると、単年度当たりの金額を記入してくださいと書いてあるのですが、ここに書かれている3.4億円というのは単年度ですか、それとも3年間分ですか。

○中村通勤災害係長 複数年で3年契約のものになります。

○辻副主査 3年間分で3.4億円という理解でよろしいですか。

○中村通勤災害係長 おっしゃるとおりです。

○辻副主査 ですと、A-2の89/91で、先ほどの委託費の内訳という表があったと思います。資料1-2ですと87/89です。これの令和5年度の東日本の事業費の合計を見ると、1億2,800万円になって、これは赤字になっているのかなと思ってしまったのですが、この辺りはどう解釈すればよろしいでしょうか。

○中村通勤災害係長 契約金額内でお支払いしております。

○辻副主査 つまり赤字になっているという理解でよろしいのでしょうか。

○中村通勤災害係長 はい。法人としては、当該事業について赤字になっています。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。

まだほかにございまして、もう1点ですが、今回のこの事業では、債務承認をもらえれば一つのゴールとしてたしか書かれていたかと思います。せっかく弁護士が介入して、かつ債務者さんが支払いますという債務承認をなさっているのであれば、一つ御提案でございますけれども、いわゆる民訴法上の訴え提起前の和解、即決和解と呼ばれるものがあって、これはできれば債務名義になると思いますので、今回は仕方ないかもしれませんが

ども、今後、訴え提起前の和解までやってもらうというゴールも設定していただければと思います。それが1点目です。

それから、もう1点伺いたいのですが、特に所在調査とかに関しては、恐らく地元の人にやってもらうのが一番合理的な感じがいたします。拠点の賃料を負担するとかもつたいないですから、各地元の業者さんにやってもらうのがいいと思います。一つ思ったのが、過去このような検討をなさったのですかという質問ですが、例えば、各労働局さんが地元の弁護士会とかにこの業務を相談したことというのはあるのでしょうか。

○中村通勤災害係長 御質問ありがとうございます。私が把握している限りではそのような事例を聞いたことがないです。

以上でございます。

○辻副主査 分かりました。ジャストアイデアで恐縮ですけれども、ひょっとすると全国を一区にして、このような方法で業務を委託するよりも、各労働局単位で地元の弁護士会と相談して訴訟提起まで委託したほうが、実は費用対効果が高いという可能性もございますので、この辺り今後、御検討いただければと思った次第でございます。

以上でございます。

○黒部課長 セキュリティマネジメントシステム等の取得があるかどうかというハードルの高さもございますので、それも含めて検討させていただきます。

○中川主査 尾花委員、手を挙げてらっしゃったかと思います。

○尾花専門委員 2点質問をお願いいたします。1点目はA-2の5/91の1.2のサービスの質の設定の部分です。この実施要項を拝見しますと、結果目標の点については目標にすぎないということで、達成しないことによる契約解除は生じない。しかし、仕様書を拝見してみますと、最低3回は電話をかけるようにとか、いろいろな送付物を送付するようとかの記載があり、行動については行動目標ではなく行動義務になっていると理解いたしました。それは合っていますでしょうか。

○中村通勤災害係長 御認識のとおりです。

○尾花専門委員 そうすると、行動義務の部分については事業者が怠っていた場合には契約解除という意味での制裁手段、救済手段を御省は持っているかと理解してもいいでしょうか。

○中村通勤災害係長 事案にもよるとは思うのですが、仕様書に定められた内容を行っていなかったら直ちに契約解除とはならないですが、内容を確認して、その改善を求め

るほか、改善する意向がなければ契約解除も最悪の場合あり得るという認識でございます。

以上となります。

○尾花専門委員 御説明いただきありがとうございます。私は受託を受けている業者と同業の弁護士なので、このような高額な金額をもらったまま何もしない場合に、御省にきちんとした制裁手段というか、怒れる武器を持っていただきたいと考えて実施要項を拝見し、質問した次第です。御省としては契約解除、もしくは損害賠償の制裁手段を持っているということがよく理解できたので、提案ですが、この1.2のサービスの質の設定のところに結果目標を書くだけではなく、行動義務的な、仕様書記載の受託者に義務を負っている、その業務を履行することと書いていただいたほうが国民目線では納得するのかなというふうに考えました。それが1点です。

○中村通勤災害係長 承知いたしました。

○尾花専門委員 以前の事業評価のときにインセンティブとかディスインセンティブとかに意見を申し上げたのですが、同業の弁護士としてはディスインセンティブをこういった業務で課されるのはハードルが非常に高くなると感じています。なぜならば、債務者について具体的な情報もないまま何%回収しなさいと言われたときには、弁護士としては相手の債務状態とか資産状態も分からないのに義務を課されることについては非常に抵抗があるので、ディスインセンティブを検討したらどうですかという以前のお願いは取下げたいと思います。他方、インセンティブというのはいいのかなという印象をもっています。債務者の資産状況が分からないときにディスインセンティブで報酬が減額されるのは非常につらいけれど、うまくいったときにももらえるというのは、応札業者を、間口を広げるという対応には合うのかなというのが私の今の意見です。この点はただ意見なので、御参考ということでお願いします。

2点目なのですが、昨今、公的な業者をかたったメールが私にもたくさん来ますので、御省がこういうものを第三者に委託したときに、問合せ先として債務者が本当にこれは正しいのだろうかということを確認する方策としては何があるのでしょうか。例えば61/91のところで、問合せ先として労働局の電話番号が書いてあるのですが、電話は多分、5時ぐらいになると労働局の業務時間は終わりましたという自動的なコールが入ってしまって、結局は本物かどうかを確認できないのではないかと思います。この辺り何らかの工夫の余地はあるでしょうか。つまり受託事業者が効率よく督促ができる、受託事業者が間違いなく御省から委託を受けた者であるということを立証できるような方策は昨今の

事業実施には必要ではないかと思うのですが、この辺り何かお考えがあれば教えてください。

○中村通勤災害係長

おっしゃるように受託している弁護士法人かどうかという点については、債務者に関しては、まず納入告知を労働局のほうから送らせていただいていますので、少なくともそれを御覧になられている債務者に関しては、どこの労働局の者から来ているということが分かるということと、また書面に弁護士法人名が併記されている形になりますので、基本的には確認する方法としては労働局に御連絡をしていただく、または弁護士法人に御連絡をしていただくことで受託している弁護士法人であると認識をされるかたちとなります。

以上です。

○尾花専門委員 分かりました。ありがとうございました。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますでしょうか。

○大見副主査 すいません、いいですか。時間もう過ぎていますが、大丈夫ですか。

○中川主査 大見委員、お願いします。

○大見副主査 先ほど、辻委員がおっしゃっていた、各弁護士会に頼むというのは案としてすごくいいのではないかなと思いました。現地調査に行くのに、やっぱり地理が近いところでやるほうが経済的にも効率的だし、時間的にも効率的と言えるのでいいのかなというのと、業務委託の費用とかも考えたときに、そんな不当な金額とかにはなりづらいのかなという気がしました。ただ、セキュリティの問題があるというお話でしたけど、辻委員からも指摘ありましたけど、弁護士という立場を考えたときに、通常のほかの民間企業にお願いするときと同じようなセキュリティ基準を設ける必要があるのかというのは一度考えていただいたほうがいいのかなと思います。何でそんなことを言うかということ、恐らくあのセキュリティ基準を満たす法律事務所というのは、全国に本当に何個あるかくらいということだと思うのですが、何個もある法律事務所は果たしてこの業務を行うのに適した事務所なのかという問題も恐らくあるかと思うので、この業務を担うに適した法律事務所がもしかしたらセキュリティ基準のところで入れないということもあるのかなというところが気になりました。

あと、ディスインセンティブのお話がありましたけど、こちらは尾花委員から先ほど御意見ありましたけど、私も同意見で、このような債権回収が困難な事案について、ディスインセンティブがあるような形だと、恐らく弁護士としては受けられないというか、受け

たくないという感覚があるかなと。少なくとも実際に回収が見込まれない、極めて困難というやつをどうしても受けなくちゃいけないとなったときにはタイムチャージでやるか、あるいは最低報酬みたいなのを設けて、逆に回収できた場合にはインセンティブで幾らか報酬としてお支払いするとかいう形の報酬の設計がいいのかなと思いました。

あと、実施要項を見ていて見つけれなかったのですけれど、業務委託報酬の算定方法がよく分からなくて、弁護士がやっている業務と、事務員の方とかがやっている業務というのが恐らくあると思うのですけれど、その報酬単価は一緒なのですかね。これは時間単価で算定されているのですよね、費用というのは。

○中村通勤災害係長 御質問ありがとうございます。概要としましては、弁護士と弁護士以外について報酬は異なりまして、受託者が設定する金額についてこちらで内容を確認させていただいて、区分に応じてお支払いをしているという次第になります。

○大見副主査 なるほど。先ほど資料A-3を拝見していたのですけれど、資料A-3を見ると、納入督促業務担当弁護士以外というふうに書いてあって、債権回収等業務担当弁護士と書いてあるのですけれど、納入督促業務は弁護士以外の報酬単価、債権回収等業務は弁護士の報酬単価みたいな分け方ではなくて、もう少し細かく分けてらっしゃるのですよね。

○中村通勤災害係長 おっしゃるとおりです。精算の際に関しては、弁護士でかかった費用についてタイムチャージをしていただいて、債権回収の中で弁護士以外のかかった費用については弁護士以外の方のタイムチャージ、人件費を計上していただくことによって確認をしておりますので、同じ単価で支払っているわけではありません。

以上です。

○大見副主査 分かりました。ありがとうございます。

あと、接触率について議論が出ていましたけど、この接触率というのはどういう場合に接触したという評価になっているのかが分からなかったのですけども、実施要項のどこかに書いてありますか。

○中村通勤災害係長 仕様書に記載しているのですが、資料1-2の通し番号25ページの(4)に記載をさせていただいております。内容としては債務者から連絡がある、または債務者などと接触して、債務者の住所や連絡先の情報が確認できるまで、または2番の債務承認が提出されるまでです。

以上となります。

○大見副主査 分かりました。ありがとうございます。

あと、最終的に回収率を上げることをもし目標にするのであれば、やっぱり訴外における任意での回収というのは現実には困難なケースが大変多いのかなと思っています。したがって、強制執行とかも取れるような法的手続きはやはり検討されたほうがいいのかと思いました。強制執行とかを想定されるのであれば、資料1-2の62/89に電話対応記録報告書というのがあるかと思うのですが、債務者から債権回収業務とかで接触できたときに、強制執行に使えるような情報も聴取できていると後に使えるのでいいのかと思いました。なので、もしそういうことも想定されるのであれば、報告書については、こういうことは聞くことみたいな、そういうのを一定設けると、より有益なものになるのかなと思った次第です。

以上です。

○中村通勤災害係長 参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。

辻委員、お願いします。

○辻副主査 辻でございます。最後に1点だけお伺いさせていただきます。恐らく初めて手を挙げることを検討する方は、自分のところに委託される債権がどのくらい困難な債権かに関して関心を持つかと思われます。現状いただいた資料によると、4/89に収納未済債権額が200億円という数字はございます。これ以外に参考になりそうなのは過去の実績です。例えば、令和5年度には、まず新規に幾らの債権が発生して、それに関して何もせずとも厚労省様は紙を送るだけで回収できたのは幾らで、そのあと外部に委託した結果、弁護士名義で書面を送ったら回収できたのが幾らで、さらにそれでもなお残ってしまったのが幾らみたいな、そういう情報はあるのではないかと思います。多分それは弁護士が見ると、じゃあ、結局、委託されるのはどのくらい困難なのだろうかという部分も目算が利くと思われますので、もし御手元にあるのであればそういう情報を今後、実施要項のどこかに書いていただければと思いました。この辺り、いかがでしょうか。

○中村通勤災害係長 そのデータを集計はしていないので、仕様書等を開示することは難しいものかと思われます。

○黒部課長 ただ、その辺の情報については、今後、こちらのほうでどのような形で示せるかどうかは検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○辻副主査 分かりました。御検討いただければと思います。ありがとうございました。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員、いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局から確認すべき点があればお願いいたします。

○事務局 事務局からでございます。まず今回、実施要項で修正すべき箇所につきまして、最初に確認させていただきたいと存じます。

まず1-2の7/89、過去に本事業と同規模以上の実績等が全国の地理的要件なのか、件数なのかについては、厚生労働省から件数や金額によって判断するということでしたので、その旨、分かるように書いてほしいという辻委員からの御指摘に対して厚生労働省からご回答いただいたところですが、この点については実施要項に修正をお願いする点と理解しております。そのほか、様々御議論いただいたところですが、直接実施要項に記載の修正が必要な箇所につきましては、岡本委員から御指摘の資料A-2の24/91ページのイの（ア）、「トラブル」の語句については「トラブル等」と「トラブル」とありましたので、これは「トラブル等」ではないかという点についての修正が必要と理解してございます。

今回、直接修正が必要な点については、この2点と理解しておりますが、委員の皆様、もし御指摘漏れがあるようであれば今、御指摘いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○中川主査 石田委員、お願いします。

○石田副主査 7/89について弁護士の委員の方々から情報セキュリティマネジメントシステムの資格要件は弁護士法人に必要なのか、どれだけの法人が取得しているのかという質問に対し、取得法人は全国に3つぐらいしかないというお話だったと思うのですが、今回これを外すのは難しいのですか。弁護士業務でもう既に守秘義務があると思いますし、もしも外せるのであれば、あるいは、どこかに「守秘義務がある」、「十分に注意すること」というようなことを書き入れるので足りるのであれば、ここはなくてもいいように私は思いますが、いかがでしょうか。

○黒部課長 今の件でございます。全国でそれを持っている弁護士事務所は4つございまして、そこは厚生労働省全体での検討が多分必要で、時間がかかりかかってしまう可能性があるのですが、この段階で外すのが難しいのかなとこちらとしては考えてございます。

○大見副主査 ちなみにその4つの法律事務所名はお伺いすることはできるのですか。

○中村通勤災害係長 事務局を通じて御回答差し上げる形でもよろしいでしょうか。

○大見副主査 構わないです。

○事務局 では、事務局を通して御回答いただくようお願いいたします。

○中村通勤災害係長 はい。承知しました。

○石田副主査 そうすると、時間がかかるので今後、御検討いただくということですが、せっかく辻委員、大見委員からも、「地元の弁護士会のほうが地の利を活かせるのではないですか」というようなお話があったけれども、地元の弁護士会はこの情報セキュリティマネジメントシステムを持っていないので無理という話ですね。したがって、今回すぐに外すのは難しいとは思いますが、もう最初から４つしかいないというと、ちょっと寡占に近いものがありますので、その辺は時間をかけてでも御検討いただきたいと思います。お願いします。

○黒部課長 元締のほうにもいろいろ確認を取りたいと思います。ありがとうございました。

○中村通勤災害係長 ありがとうございます。

○事務局 それでは、修正箇所につきましては２点と、委員に提供する情報につきましては弁護士法人の事業者名が１点と存じます。そのほか、様式等の修正や、訴訟提起等についての検討、今回のインセンティブ、ディスインセンティブに関しましては、まず実証データが分からないというところもございますので、また今後、実施機関様で実証データ等を取りそろえていただきまして御検討いただきます。ただ、委員の方々の中でディスインセンティブの導入についての肯定的な意見と否定的な意見もございましたので、その辺も踏まえて御検討いただければと思ってございます。

○中村通勤災害係長 承知しました。

○事務局 また、地元の弁護士会を通じて業務委託できないか、かなり大がかりな話でございしますが、それも含めた今後の長期的な課題として実施機関で御検討いただければという認識かと思います。

そのほか、何かございましたでしょうか。よろしいでしょうか。

○中川主査 大丈夫ですか。それでは、本日の審議を踏まえ厚生労働省におきまして引き続き御検討いただき、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○事務局 ありがとうございます。厚生労働省様、それでは、審議はこれで終了となりますので、退室ボタンを押して御退席されてください。ありがとうございました。

○黒部課長 ありがとうございました。

○中村通勤災害係長 本日はありがとうございました。

(厚生労働省退室)

— 了 —